

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 [略]</p> <p>第 7 章 通所介護</p> <p>第 1 節・第 2 節 [略]</p> <p><u>第 3 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第 1 款 趣旨及び基本方針（第114条・第115条）</u></p> <p><u>第 2 款 設備及び運営に関する基準（第116条～第131条）</u></p> <p>第 4 節 [略]</p> <p>第 8 章～第14章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>第 3 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第 1 款 趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第114条 第 1 節及び第 2 節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者として療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 [略]</p> <p>第 7 章 通所介護</p> <p>第 1 節・第 2 節 [略]</p> <p><u>第 3 節 削除</u></p> <p>第 4 節 [略]</p> <p>第 8 章～第14章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>第 3 節 削除</u></p> <p><u>第114条から第131条まで 削除</u></p>

生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(指定療養通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第116条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護に従事する看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第117条 指定療養通所介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(利用定員)

第118条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用

者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備、備品等)

第119条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により、指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより、当該サービスの提供の開始前に当該サービスの内容を知事に届け出なければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第120条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第127条に規定する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第125条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、指定療養通所介護の提供の開始について準用する。

(心身の状況等の把握)

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成、変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第123条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を

営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) 療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定療養通所介護の方針は、規則で定める。

(療養通所介護計画の作成)

第124条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための指定療養通所介護の具体的な内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第125条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用することができるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供の際利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りつつ、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の職務)

第126条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理、指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法、手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者ごとの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)

第127条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(緊急時対応医療機関)

第128条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を定めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第129条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより委員会を開催す

ることとし、事故の事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第130条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第103条（第3項第1号を除く。）、第104条及び第108条から第111条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第127条」と、「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令

(指定通所介護事業所等との併設)

第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第

第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（受託居宅サービス事業者への委託）

第246条 [略]

2 [略]

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5～8 [略]

34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（受託居宅サービス事業者への委託）

第246条 [略]

2 [略]

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

（1）指定訪問介護

（2）指定訪問看護

（3）指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5～8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の

一部改正)

第2条 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第233条 [略]</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする。</p>	<p>(受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第233条 [略]</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、<u>指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、</u>指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、<u>指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項において同じ。）、</u>指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）</p>

<p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>(3) [略]</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>。)に係るサービスとする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>(3) [略]</p> <p>5～8 [略]</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第6項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第25号）附則第6項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設備、備品等)</p> <p>第100条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなす</p>	<p>(設備、備品等)</p> <p>第100条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者<u>又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。）</u>第20条第1項に規定する<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所</p>

ことができる。

介護の事業又は指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。